

失語症者向け 意思疎通支援事業をご利用ください



「失語症者向け意思疎通支援者」とは
失語症のある人の「伝えられない」「理解できない」
場面等で、コミュニケーションを支援する人です



支援者を派遣できる場面



会合や会議等の場

内容の理解や発言時の支援



公共施設の利用時

窓口での応答支援



病院や薬局など

医師や薬剤師との応答支援
問診票記入等の支援



公共交通機関の利用

放送アナウンス、経路等の
理解を支援



買い物の場

店員さんとの対応支援



その他、世田谷区長が

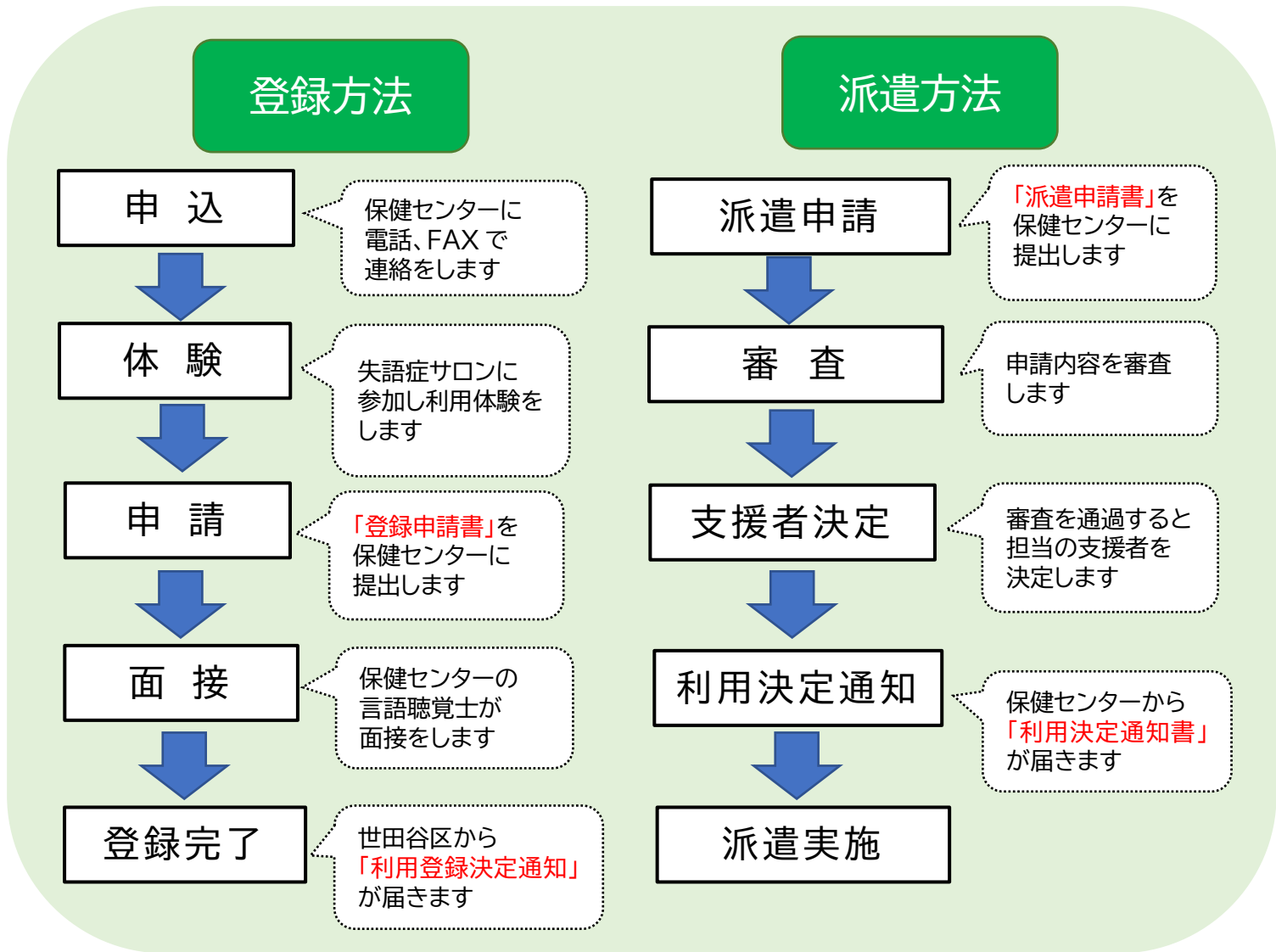
「適当」と認めるもの

●利用できる方は？	世田谷区在住で、「失語症」があることが確認できる方。
●利用料は？	無料。ただし、外出同行時にかかる交通費、入場料等（意思疎通支援者分を含む）は自己負担です。
●利用できる時間は？	原則 平日 8:30~17:15 1日最大連続6時間まで。
●利用の申込方法は？	利用には登録が必要です。下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

世田谷区立保健センター 専門相談課
☎ 03-6265-7546

● 利用登録・派遣までの流れ



相談窓口

世田谷区立保健センター専門相談課



〒156-0043

東京都世田谷区松原6-37-10

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 2階

TEL 03-6265-7546

FAX 03-6265-7549

● 電車

小田急線 梅ヶ丘駅北口から 徒歩5分

小田急線 豪徳寺駅から 徒歩8分

東急世田谷線 山下駅から 徒歩8分

京王井の頭線 東松原駅から 徒歩14分

● バス

小田急バス(渋54) 松原から 徒歩1分

東急バス(等13) 梅ヶ丘駅から 徒歩5分